

令和5年4月27日

学生のみなさんへ

令和5年度（2023年度）授業の実施について

令和5年5月8日以降の授業は、以下のとおり実施します。

1. 授業の実施方針

原則、感染防止対策を講じた対面による授業を実施します。

ただし、授業によっては、教育的効果の観点から、授業の全部または一部を遠隔により実施することもあります。

2. 感染防止のための遵守事項

授業の開始前及び終了後は、石けん等を用いて丁寧に手洗いをする。アルコール消毒液が設置されている場合は、併せて手指消毒を行うこと。

なお、マスクについては、着用を求めないことが基本となりますが、ディスカッションや会話等を行う授業、実験・実習など状況に応じて、着用を推奨することがあります。

3. 新型コロナウイルス感染に伴う自宅療養期間終了後の対応、同居家族（同居者）が陽性となった場合の対応

本学ホームページに掲載されている「令和5年5月8日以降の新型コロナウイルスへの対応について」に従うこと。

4. 体調不良時の対応

発熱等の風邪症状が見られる時や急な嗅覚・味覚障害を自覚した場合は、症状が自然軽快するまでマスクを着用し、体調管理を十分に行い、できるだけ病院で受診すること。

5. 授業の欠席の取り扱い

新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合、発症日を0日目として5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は、出席禁止となります。

この場合、まず、本学保健管理センターHPから「感染症報告フォーム」を使用して、大学に報告してください。

この間の授業の欠席については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に列挙されている他の感染症と同様、代替措置等はありません。なお、定期試験については、季節性インフルエンザ等と同様追試験が認められる場合がありますので、教育支援課教務係（共通教育科目）又は各学部の教務担当係（専門科目）にお問い合わせください。